

## 指名競争入札に関する注意事項(工事中)

### 1 入札方法等

- (1) かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」により入札等を行う。なお、紙入札は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）「8紙入札の取扱い」によるものとする。
- (2) 入札金額の記載については、次のとおりとする。
  - ア 入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とする。
  - イ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (3) 入札書には、別紙「**指名競争入札概要書**」に定める「**入札時添付資料**」を添付すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表している案件については1回とする。再度入札を行う場合は「かながわ電子入札共同システム」により、再入札通知書を発行する。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

### 2 技術者に関する事項

- ア 専任で配置できる技術者がいること（請負金額が3,500万円以上の場合（建築一式工事は7,000万円以上の場合））。
- イ 4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上の場合）を下請契約して施工する場合は監理技術者を配置すること。また、監理技術者講習修了証又は講習修了履歴を貼り付けた監理技術者資格者証も所持していること。
- ウ 技術者が該当工事の指名の日において、入札参加申請業者と3か月以上の雇用関係があること。
- エ 前号の雇用関係を原則として以下の書類で証明できること。
  - 健康保険被保険者証の交付が
  - (ア) 全国健康保険協会の場合は健康保険被保険者証（専用様式を用いてのコピー可）
  - (イ) 建設国保組合の場合は加入証明書
  - (ウ) 健康保険組合の場合は健康保険被保険者証（専用様式を用いてのコピー可）
- オ 現場代理人、技術者等の配置に係る詳細は、相模原市ホームページ「入札・契約情報」→「工事・コンサルなどの入札情報」→「入札・契約制度（工事・コンサル）」→「現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置等について」を参照のこと。

### 3 契約条項を示す場所

財政局契約課

### 4 入札説明書（設計図面、設計書、仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（設計図面、設計書、仕様書等）は、指名通知書に添付した「**指名競争入札概要書**」の備考欄に記載したパスワードにより、相模原市ホームページからダウンロード可。ダウンロード先は次のとおり。

※市ホームページ>産業・ビジネス>入札・契約情報>工事・コンサルなどの入札情報>入札情報（工事・コンサル）>指名競争入札>設計図書ダウンロード
- (2) ダウンロードにより配布する設計図書は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (3) 質問及び回答  
質問及び回答の期限は「**指名競争入札概要書**」のとおり  
※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード（契約関係）」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

## 5 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 相模原市契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (2) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書
- (3) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書
- (4) ICカードを不正に使用した入札書
- (5) 予定価格を事前に公表している案件について、入札金額が予定価格を超えている入札書
- (6) 必要とする「**入札時添付資料**」の添付がない入札書
- (7) 入札書に添付された配置予定現場代理人・技術者届を審査した結果、適正な資格要件を満たさない入札書
- (8) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (9) 次に掲げる不備があった紙入札書
  - ア 入札者等の記名がないもの
  - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
  - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
  - エ 指名通知に示した案件名の記載がないもの
  - オ 所定の日時まで不到達しないもの
  - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
  - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
  - ク 紙入札承認を受けていないもの
- (10) 本市内に本店を有する者について、相模原市契約課発注の手持工事が以下のいずれかに該当する者が行った入札書
  - ア 契約課発注の全ての工事の手持工事の総件数が4件以上
  - イ 電気工事の発注に関しては、契約課発注の電気工事は、手持工事の契約金額の合計が5千万円を超える場合、又は総件数が2件以上。注 手持工事の取扱いについては、以下のとおり扱うものとする。
  - (ア) 過年度契約分については含まないものとする。ただし、継続事業（継続費、債務負担行為及び繰越明許費（繰越明許費は公告又は指名の通知をしたときに繰越明許費としていた案件に限る））については、過年度契約分も含むものとする。なお、電気工事については、当該年度相当額は、契約金額を事業年度数で割った金額とする。
  - (イ) 共同企業体による契約（電気工事を除く）については、対象とする。
  - (ウ) 落札したものは手持契約件数及び手持契約金額（手持契約金額は電気工事に限る）に含むものとする。
  - (エ) 手持契約件数及び手持契約金額（手持契約金額は電気工事に限る）は、完成検査の完了をもって消滅するものとする。なお、**基準日は開札日前日**とする。
  - (オ) 複数の入札に参加する場合、手持契約件数及び手持契約金額（手持契約金額は電気工事に限る）がアまたはイに該当した時点で残りの入札については、入札参加資格を喪失し、入札に参加できないものとする。
  - (カ) 入札時の条件で手持工事の対象外とした案件は対象としない。

## 6 落札候補者への連絡

- (1) 開札時に一旦保留とし、保留通知書の理由欄に1位から3位までの入札額を記載するため、入札参加者は保留通知書を確認すること。
- (2) 単価契約以外の案件については、工事費内訳書の点検を行う。入札書に添付された工事費内訳書の点検を行うが、**疑義がある場合は、詳細な内容の積算明細（設計書と同様の内容のもの）の提出を求め、再度点検を行う。**なお、この時点での工事費内訳書の差替えは認めない。
- (3) 保留通知書は「**かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）**」により通知する。

## 7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低制限価格を下回らない最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日の翌々日（休日の場合は翌営業日）とする。同日に落

札者の決定を行う相模原市契約課発注の工事が複数ある場合は、予定価格の高い順に落札者の決定を行う。

- (3) 入札書に添付された配置予定現場代理人・技術者届を審査した結果、適正な資格要件を満たさない場合は入札を無効とし、次順位の入札書について同様の審査を行う。なお、配置予定技術者は止むを得ない事情を除き、変更及び取り下げを認めない。
- (4) 単価契約以外の案件については、入札書に添付された工事費内訳書を審査した結果、適正な積算と認められた後に落札者とする。なお、審査においては、各種経費について点検を行うが、疑義がある場合は、積算理由書の提出を求め、再度点検を行う。適正な積算と認め難い場合は、入札を無効とし、次順位の入札書について同様の審査を行う。
- (5) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- (6) 落札者決定通知書は「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。

## 8 入札の中止等

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は指名通知や設計図書が原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者が2者に満たない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

## 9 契約保証金

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時までには納付すること。

## 10 支払の条件

- (1) 前払金 単年度の契約の場合は契約金額の4割以内とし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合は各会計年度の出来高予定額の4割以内で支払う。ただし、単価契約については、前払金なしとする。
- (2) 中間前払金 単年度の契約の場合は契約金額の2割以内とし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合は各会計年度の出来高予定額の2割以内で、前払金を受領している場合に支払う。ただし、契約金額が1,000万円以上の契約は契約時に部分払いに代えて中間前払金を選択している場合に限る。
- (3) 部分払 契約時に部分払を選択した場合に限り、契約金額が1,000万円以上1億円未満の場合は1回以内、1億円以上2億円未満の場合は2回以内、2億円以上の場合は3回以内とする（会計年度毎）。ただし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合で契約時に中間前払金を選択した場合においては、各会計年度末に部分払を請求できる。単価契約については、部分払なしとする。
- (4) 完成払（単価契約は、指示部分完成払）

## 11 異議の申立て

指名通知、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

## 12 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、次のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
  - ウ 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体という。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
  - エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
  - オ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
  - カ 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (3) 本工事の一部を第三者に請け負わせるときは、できる限り市内業者（相模原市内に本店がある業者）を選定すること。
  - (4) 本工事の施工に必要な工事材料、建設機械等を購入又は借入するときは、できる限り市内業者（相模原市内に本店がある業者）を選定すること。
  - (5) 4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上の場合）を下請契約して施工する場合は、建設業法の特定建設業の許可を受けていること。
  - (6) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
  - (7) この「入札に関する注意事項（指名競争入札）」に規定のない事項については、「相模原市契約規則」及び「電子入札運用基準」によるものとする。
  - (8) 社会保険等未加入の下請建設業者との下請契約は、原則認めないものとする。（市ホームページ「本市発注工事における社会保険等未加入対策について」参照）

## 相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

1 落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

2 発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
  - （2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
  - （3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
  - （4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 3 2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 5 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 6 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 7 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 8 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。